

《ストレスチェックの実施義務と報告書の記入・提出について》

労働安全衛生法の改正により、**常時50人以上の労働者を使用する事業場において、平成27年12月から、年1回のストレスチェック**の実施が義務付けられています。

(1) **常時50名以上**の数え方について

人数の数え方については、例えば「**週1回しか出勤しないような短時間パートやアルバイト**」であっても、**継続して雇用していれば50名に含めてカウント**します。

(2) ストレスチェックの**実施義務のある労働者**について

事業場での呼称に係わらず、**①と②の両方の要件を満たす者**が対象となります。

①期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者、1年以上使用予定の者、1年以上引き続き使用されている者を含む）であること。

②週所定労働時間数が、同種の業務に従事する通常労働者の1週間の**所定労働時間数の4分の3以上**であること。また、2分の1以上の者は、実施することが望ましい。

なお、「週に1回しか出勤しないような**短時間パートやアルバイト**」は、**実施義務がありませんが、実施義務のない労働者に対し実施した場合であっても**、ストレスチェック報告書の「**在籍労働者数**」（対象労働者）の欄に、**加えない**で下さい。

※ 実施義務のある事業場；労働者数60名の事業場の例（図1、図2参照）

図1

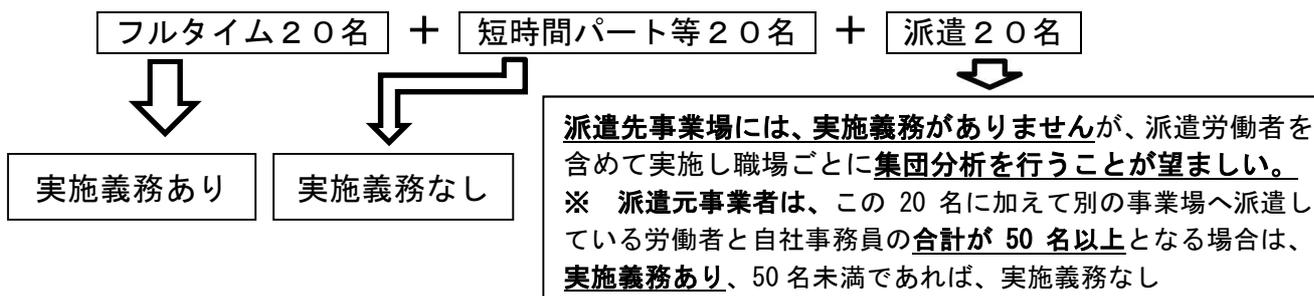
労働者60名の内訳



※ 所轄労働基準監督署に報告する際は「**在籍労働者数**」の欄に**40名**で提出

図2

労働者60名の内訳



※ 所轄労働基準監督署に報告する際は、「**在籍労働者数**」の欄に**20名**で提出

※ 派遣元は、**派遣元事業場**が所在する**所轄の労働基準監督署**に提出

(3) 労働基準監督署への報告について（下図3参照）

報告の際は、**工場（営業所）ごと、別々に**（工場名称まで記載）提出してください。

図3



※ **同一市内等であっても、合計して一括で報告することはできません**

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働 保険 番号	22101067891011							
対象年	7:平成 9:令和 →	元号 年分	検査実施年月	7:平成 9:令和 →	元号 年 月					
事業の 種類	一般機械器具製造業		事業場の名称	厚生労働(株) 静岡健康安全工場						
事業場の 所在地	郵便番号(420-8639) 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 電話 054(254)6314									

暦年で記載

事業場の名称は各工場(営業所)ごとに記載

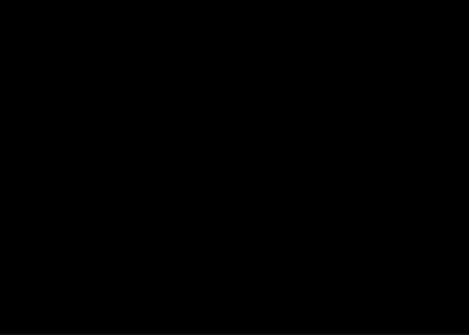
1年間を通じて複数月に亘り行った場合は、最終月を記載

検査実施年月の末日現在のストレスチェック実施義務対象者のみを記載(短時間パートやアルバイトなどの実施義務対象以外の者が実施したとしても含まない)

在籍労働者数	→	00128	人
右に詰めて記入する↑			

検査を実施した者	1	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 3:外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師	検査を受けた労働者数	00095	人
				右に詰めて記入する↑	

面接指導を実施した医師	3	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。) 3:外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数	00013	人
				右に詰めて記入する↑	



ストレスチェック実施対象者の内、報告対象期間内に検査を受けた実人数を記載(1人が1年間を通じて複数回受けたとしても1名で数える)

産業医	氏名	
	所属医療機関の名称及び所在地	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



折り曲げる場合は、(4)の所を谷に折り曲げる